

伊都地方部活動方針

伊都地方教育長会

令和元年9月

目 次

はじめに

1 学校教育の一環としての部活動

- (1) 部活動の意義（ねらい）の再確認について
- (2) 活動の方向性の確認について
- (3) 部活動の方針の策定等について
- (4) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知について

2 部活動を支える環境の整備

- (1) 多面的な指導ができる体制の構築について
- (2) 部活動運営委員会・保護者会等の設置及び活性化について
- (3) 活動機会の確保について

3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 休養日の設定について
- (2) 活動時間の設定について
- (3) 参加する大会等の見直しについて
- (4) 指導方法について
- (5) 体罰・不祥事等の防止について
 - ア 体罰の根絶とハラスメント等の防止について
 - イ 運営に係る経費の取扱等について
- (6) 安全管理と事故防止について
 - ア 安全管理・指導体制について
 - イ 施設・設備・用具等の安全管理について
 - ウ 環境条件に応じた配慮について

おわりに

はじめに

平成30年3月、スポーツ庁により「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「運動部ガイドライン」という。）」が策定され、同年4月、和歌山県教育委員会により「和歌山県運動部活動指針」が策定されました。これらを受けて、伊都地方では平成30年6月に「伊都地方運動部活動指針」を策定し、運動部活動の運営に関する基本的な指針を明示するとともに、文化部活動にも準用して運用を進めてきました。

しかし、平成30年12月、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「文化部ガイドライン」という。）を策定したことを受け、この度、運動部、文化部を区別することなく最適な部活動環境が構築できるよう、新たに「伊都地方部活動方針（以下「本方針」という。）」を策定することとしました。

近年の少子化問題は学校教育・部活動に影響を及ぼしています。生徒や保護者から専門的な指導に対するニーズが高まっている中、生徒数・教職員数が減少し、専門性を有する部活動顧問が不足するといった状況が起こっています。また、長時間の練習、指導者による体罰等、部活動を巡ってはいくつかの課題が指摘され、社会問題にもなっています。

部活動を通して生徒たちが中学生期に学ぶことには、昔も今も変わることのない普遍的な柱があります。それは技術やテクニックの修得だけではなく体や感性を鍛え、仲間と繋がり達成する喜びを味わい、努力する自分自身の存在を再認識し、生涯を通して楽しむスポーツや文化と出会う機会を得ることだと考えます。

その実現には、生徒たち個々の発達の段階や特性をよく知った指導者（担当教職員や外部指導者）による計画的で心のこもった指導が大切となります。「運動部ガイドライン」及び「文化部ガイドライン」には、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立って策定されたこと、地域や学校の実態に応じて多様な形で最適に実施されるよう、両ガイドラインが策定されている旨の記述があります。勝利至上主義や体罰・旧態依然とした非科学的な方法や長時間の練習から脱却した持続可能な部活動環境が各校で構築されることを伊都地方教育長会として望んでおります。

伊都地方では本方針に基づき、家庭や地域の理解と協力を得ながら、各教育委員会、各中学校及び伊都地方中学校体育連盟等が一体となり、より多くの生徒に楽しさと取り組んでよかったという成就感や感動を与える部活動の推進に取り組んでいきたいと考えています。

1 学校教育の一環としての部活動

(1) 部活動の意義（ねらい）の再確認について

一部活動の意義－

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

- ◇ 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- ◇ 意義（ねらい）に立ち返り、関係者の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した部活動の運営を行う。

部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、生徒が自主的、自発的に活動できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係が育まれるよう適切な指導を行う必要がある。

その運営に当たっては、上述の意義（ねらい）を再確認し、指導者をはじめ、多くの人の理解と協力のもと、生徒が自ら考え、工夫し、協力することで成果を発揮できるように、自主性を尊重した魅力ある部活動が展開されるよう配慮する必要がある。

(2) 活動の方向性の確認について

- ◇ 指導に当たっては、技能の向上とともに、楽しさを実感させる工夫を行う。（内発的な動機付けを触発・成功体験の積み重ね）

部活動の指導に当たっては、技能の向上とともに、楽しさを実感させることを目的とする。また、技術の高まりを実感させることは、活動をより積極的なものとするところから、生徒自身の内発的な動機付けを触発するよう指導の工夫を行う。

加えて、楽しさを実感させるためには、適切な目標を設定するとともに、設定した目標を達成することによる成功体験を積み重ねることができるよう指導の工夫を行う。

(3) 部活動の方針の策定等について

- ◇ 校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ◇ 顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。
- ◇ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。また、校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生

徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

(4) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知について

- ◇ 教職員全体での共通理解や、顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。
- ◇ 学校は、生徒・保護者及び地域に対して、適宜、活動目標や方針、年間計画を説明し、周知徹底する。

学校では、部活動の意義（ねらい）や活動の方向性について、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で共通理解を図り、それらに沿った活動の支援や指導を行う。また、活動の方向性に沿った一貫した指導ができるよう、日頃の活動状況や指導の在り方について、顧問同士で意見や情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。有識者等を招いて指導を受け、専門知識を得ることも大切である。

なお、円滑な部活動の運営のためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して運営上の工夫を行うことが大切であり、保護者や地域の理解や協力が得られるよう努める。

学校は、年度当初の「入学説明会」や「PTA総会」、後述する「部活動運営委員会」、「部会や保護者会」等において、活動目標や方針、年間計画（休養日及び活動時間）、部費等を説明し、周知徹底する。

2 部活動を支える環境の整備

(1) 多面的な指導ができる体制の構築について

- ◇ 安全かつ効果的な活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。

各学校においては、安全かつ充実した活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるように体制を構築することが望ましい。その際、現状の部数では、顧問の複数配置が実現できないケースが考えられることから、学校の規模や取組、地域の要望等を踏まえ、部の再編を検討することも必要である。

学校の設置者は、各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。その際、部活動の位置付けや教育的意義をはじめ、学校教育について理解し、適切な指導を行うため、当該競技の専門性を有する退職教員や関係機関のOB、地域の指導者を活用することは、大変有効である。

(2) 部活動運営委員会・保護者会等の設置及び活性化について

- ◇ 部活動運営委員会や保護者会等により運営方針等について共通理解を図り、形骸化しないよう常に課題意識を持ち、運営委員会等の活性化を図る。

各学校においては、校長、顧問や保護者の代表者等で構成する部活動運営委員会や保護

者会等を設置するなど、運営方針等について共通理解を図るよう努める。部活動運営委員会の設置に当たっては、養護教諭や栄養教諭、学校医等の医療や食に関して専門的な知見を有する関係者の協力を得ることが望ましい。

なお、有意義な部活動の運営のためには、上述の委員会等が形骸化しないよう常に課題意識を持ち、組織の活性化を図ることが大切である。

(3) 活動機会の確保について

◇ 人数が揃わず、満足な活動ができない部を抱える学校は、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、部の再編や合同部活動の積極的な運用を図る。

人数が揃わず、満足な活動ができない部も見られることから、活動機会をどう確保するかが課題である。このような部は、今後増えることが予想されることから、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、部の再編を検討することも必要である。

また、近隣校との合同部活動の運用を積極的に検討し、生徒の活動機会の確保に努める必要がある。

なお、運動部活動において合同チームを運用する際には、相手校と十分な調整をし、大会への参加については、「和歌山県中学校体育連盟複数校合同チーム参加規定」等の確認をしておくことが重要である。

3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の家庭学習、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定について

◇ 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は月曜日を休養日とする。土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

※「週当たり2日以上休養日」とは、月単位等の一定期間における休養日の目安として定めたものであり、本方針の趣旨から逸脱しない範囲において、平日の休養日を他の週の活動日と振り替えることは可能である。

長期休業中の休業日については、学期中に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定について

◇ 平日は、2時間程度（朝練習を含む）とする。交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮して、日没時刻を踏まえて下校時刻を設定する。

* 朝練習を行う場合は、安全面に関して細心の注意を払うことはもとより心身の健康や学習活動に対する影響を考慮するとともに、練習の成果を高めることができるように計画し、学校、保護者や生徒の理解を得て行う。

◇ 学校の休業日（学期中の土・日を含む）は、特別な場合を除き3時間程度とする。

◇ 週当たりの活動時間は、16時間未満とする。

〔活動時間とは、身体活動または文化的活動を行う時間であり、ミーティング等身体を動かさないものは含まない。〕

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過重負担にならないよう、また、競技特性やオン・オフシーズンの有無等も考慮し、設定することが大切である。

なお、活動内容は、質に重点をおき、年間計画を踏まえ、適切な時期・量の練習メニューを作成し、生徒・保護者の理解を得た上で活動することが大切である。

(3) 参加する大会等の見直しについて

◇ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

校長は、顧問から提出された活動計画及び活動実績により各部が参加する大会等の把握に努め、生徒や保護者、顧問の状況を考慮しながら、和歌山県中学校体育連盟や各種団体等とも連携して、参加する大会や地域の行事・催し等を精査する。

(4) 指導方法について

◇ 顧問は、経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。

部活動において、指導者の役割は、生徒をそれぞれの目標達成に向け、その活動をサポートすることである。そのため、顧問は、様々な指導法等についての知識・理解を深め、積極的に活用する必要がある。

したがって、顧問は、経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等へ参加し、新しい知識及び発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を取り入れるとともに、他の指導者と交流し、情報交換を行うなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力向上に努める。

また、部活動は、顧問の指導のもと適切に行われるべきものであるが、練習時に顧問がいない場合や他校と合同練習をする場合など、様々な状況に応じ、安全面に最大限配慮しながら、工夫して行われなければならない。

加えて、学校の管理職においても、関係機関が開催する部活動の適切な運営に係る実効

性の確保を図るための研修等へ参加し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る必要がある。

(5) 体罰・不祥事等の防止について

- ◇ 体罰の根絶とハラスメント等の防止を徹底する。
- ◇ 運営に係る経費の取扱いについては、細心の注意を払う。
- ◇ 部活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。

ア 体罰の根絶とハラスメント等の防止について

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、懲戒処分をもって厳正に対処されるものである。これは、職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。

また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントや不適切な言動（生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為など）等は、精神的な苦痛を伴い、体罰と同等か、それ以上に生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。

したがって、これらの行為は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹しなければならない。

イ 運営に係る経費の取扱等について

部活動の運営等に係る経費については、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に保護者の理解等を得た上で、徴収し、明朗な会計処理及び管理職の確認ののち、保護者会等で決算等について報告する。

また、保護者の経済的負担に配慮した上で、生徒の年齢や発達の段階に応じて行先や日程を精選した遠征や合宿、最低限必要な用具（業者選定を含む）に係る費用等について説明し、保護者の理解を得るものとする。

(6) 安全管理と事故防止について

- ◇ 指導体制を構築し、安全管理を徹底する。
(生徒の健康管理の徹底、事故防止や事故発生時に対応するマニュアルの作成)
- ◇ 設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的な点検補修を行う。
- ◇ 環境条件に応じた適切な指導に努める。

ア 安全管理・指導体制について

生徒が常に安全に活動できるよう、顧問等による指導・管理体制を構築（顧問が不在時の対応を含む。）するとともに、学校の実情に応じて事故防止や事故発生時に対応するマニュアルを作成する必要がある。また、生徒自身が、日頃から自分の健康管理について関心や意識を持つよう指導し、適切な休養と栄養の補給に留意させる。

なお、体力や技能に大きな差がある部員の指導は、特に気を付ける。

イ 施設・設備・用具等の安全管理について

部活動で使用する施設については、設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的に点検補修を行う。可動式運動器具（サッカーゴール、バッティングゲージなど）の移動及び設置の際には、定められた手順に従い、転倒等の事故のないよう注意する。

ウ 環境条件に応じた配慮について

室内・室外に関わらず、気温、湿度、輻射熱等に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保し、体調の変化に留意しながら適切な指導に努める。

急激な天候の変化（雷、大雨など）にも適切かつ迅速な対応をする。

おわりに

本方針は、「運動部ガイドライン」、「文化部ガイドライン」及び「和歌山県運動部活動指針」の趣旨を踏まえ、橋本市、かつらぎ町、高野町、九度山町それぞれの教育委員会が統一して取り組むべき方針として伊都地方教育長会において示すものです。

各中学校の実態や地域の状況は、4市町それぞれ違いはありますが、将来ある中学生にとって望ましい部活動環境を構築し、地域や学校の実態に応じて部活動が多様な形で最適に行われることを目指して策定しています。伊都地方管内すべての学校において、本方針に基づいた取組が進められることにより、生徒一人一人の心身の成長がもたらされ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成及び芸術文化等の活動に親しみ豊かな心や創造性の涵養が図られることを願っています。

令和元年9月

伊都地方教育長会